報告第７号

# 専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成２９年みやき町条例第１５号）第２条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

平成３０年１２月　６日提出

みやき町長　末　安　伸　之

専決処分第６号

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成３０年１１月２１日

みやき町長　末　安　伸　之

# 損額賠償に係る和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

１　和解の相手方

略

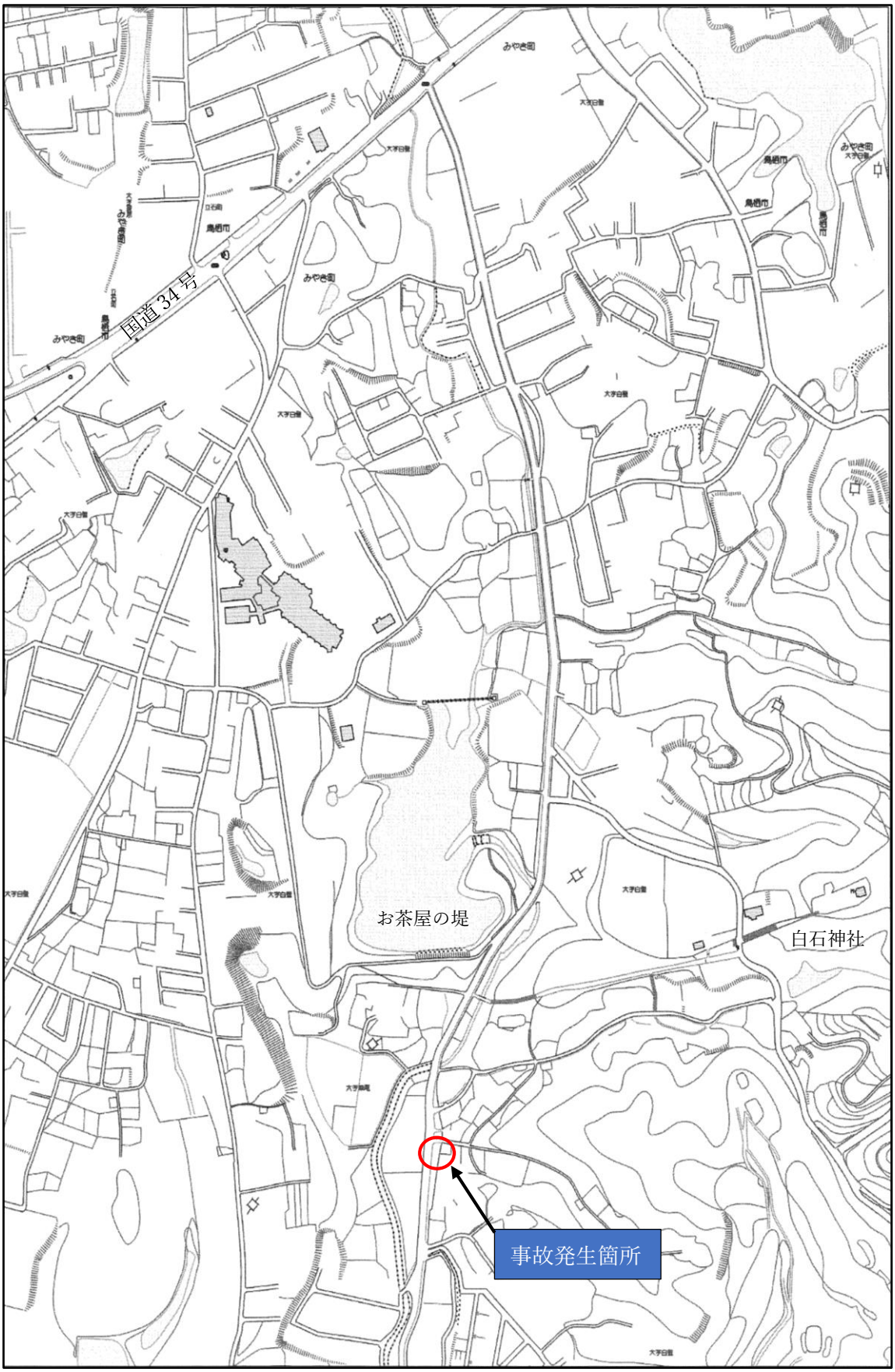
２　事案の概要

平成 30 年 7 月 6 日午後 8 時頃、みやき町大字東尾 5028 番 3 地先の町道白石西大島線を北から南へ走行中、町道に穴（窪み）があることに気付かずに通過した際、自動車の右前輪がパンクした事故である。

本件は、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

３　和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 18,597 円を支払う。


国道34号
お茶屋の堤
白石神社
事故発生箇所